

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名：八幡浜市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	平成17年3月28日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	八幡浜市	職員数 (H24. 4. 1現在)	12名
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上 (年度)		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本金	82円（21年度）	財政力指数	0.363（H22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（年度）	財政力指数（臨財債償替前）	（年度）
経常収支比率（%）	93.0（H21年度）	実質公債費比率（%）	17.0（H22年度）
		将来負担比率（%）	146.0（H21年度）

- 注1 資本金については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨財債償替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債償替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年3月28日 合併前市町村： 八幡浜市 ・ 保内町]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にシを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	八幡浜市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成24年度から平成28年度
計画策定責任者	八幡浜市長 大城一郎
既存計画との関係	
公表の方法等	計画承認後、速やかに市ホームページにて公表
基本方針	八幡浜市水道事業は、安全で安心して飲める水の安定供給に努めていますが、今後は、簡易水道事業との統合を含めた施設の維持管理及び更新事業が必要となっている。しかし、現在の公営企業会計では、人口の減少及び節水機器の普及により水需要は低下し料金収入は減少傾向にあり、事業費の確保が厳しい状況となっているため、水道料金の改定や各種必要経費の見直しなどを実施し、経営改善に取り組み、安定的な運営を図ることを基本的な方針とする。なお、水道料金の改定は、H24年度6月定例議会において可決済みである。

I 基本的事項 (つづき)

フォローアップ用

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	14,123.3			14,123.3
	補償金免除額	1,662.8			1,662.8
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に()書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債	上水道拡張事業	14,123.3			14,123.3
合 計 (A)		14,123.3			14,123.3
※上記のうち (再掲)一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		14,123.3			14123.3

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲)一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲)一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年別別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	<p>当水道事業は、平成23年度末の給水人口34,969人と小規模な水道事業体であり、水資源が乏しいため、約3割を受水に頼っており、受水費が営業費用の34%を占めています。</p> <p>また、起債割合も、平成7年度から平成11年度にかけて行なった第7次拡張事業分が起債残高の95%を占めるなど事業費に対し大きな割合を占めている。</p> <p>なお、平成15年度からの繰越欠損金74,547,886円は、平成19年度の料金改定により平成21年度には解消しましたが、人口の減少等に伴い給水量は減少傾向で、平成25年度以降再び赤字が予測されるため、平成24年10月分から料金改定率（10.6%）実施する。（平成24年度6月定例議会において可決済み）</p>										
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="368 620 555 779">課題 ①</td> <td data-bbox="560 620 1337 779"> 料金の適正化 平成18年度決算の供給単価は156.88円でしたが、平成19年度に料金改定を行い平成23年度決算では供給単価は175.58円になり、類似団体（有収水量密度）全国平均178.69円とほぼ同額になりましたが、人口減少に伴い給水量は減少傾向にあるため、3年毎に料金の見直しが必要である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 786 555 936">課題 ②</td> <td data-bbox="560 786 1337 936"> 給与水準 職員1人当たりの給水人口は類似団体3,150人に対し、当市は2,914人であるが、職員給与対営業収益比率は類似団体11.90%に対し14.15%と給与費に占める割合が多い。これは高年齢の職員配置となっているため、技術の継承等においても低年齢化が必要である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 943 555 1093">課題 ③</td> <td data-bbox="560 943 1337 1093"> 不納欠損金の縮減 未納対策として3ヶ月を目途に給水停止を行い回収に努めるとともに、平成23年度は口座振替の推進によりコスト縮減に努めました。今後、不納欠損金の減少に努める必要がある。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1099 555 1249">課題 ④</td> <td data-bbox="560 1099 1337 1249"> 大規模投資や起債の抑制 給水人口の減少に伴い、給水収益が減少傾向にあるため、必要最小限に抑える必要がある。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1256 555 1406">課題 ⑤</td> <td data-bbox="560 1256 1337 1406"></td> </tr> </table>	課題 ①	料金の適正化 平成18年度決算の供給単価は156.88円でしたが、平成19年度に料金改定を行い平成23年度決算では供給単価は175.58円になり、類似団体（有収水量密度）全国平均178.69円とほぼ同額になりましたが、人口減少に伴い給水量は減少傾向にあるため、3年毎に料金の見直しが必要である。	課題 ②	給与水準 職員1人当たりの給水人口は類似団体3,150人に対し、当市は2,914人であるが、職員給与対営業収益比率は類似団体11.90%に対し14.15%と給与費に占める割合が多い。これは高年齢の職員配置となっているため、技術の継承等においても低年齢化が必要である。	課題 ③	不納欠損金の縮減 未納対策として3ヶ月を目途に給水停止を行い回収に努めるとともに、平成23年度は口座振替の推進によりコスト縮減に努めました。今後、不納欠損金の減少に努める必要がある。	課題 ④	大規模投資や起債の抑制 給水人口の減少に伴い、給水収益が減少傾向にあるため、必要最小限に抑える必要がある。	課題 ⑤	
課題 ①	料金の適正化 平成18年度決算の供給単価は156.88円でしたが、平成19年度に料金改定を行い平成23年度決算では供給単価は175.58円になり、類似団体（有収水量密度）全国平均178.69円とほぼ同額になりましたが、人口減少に伴い給水量は減少傾向にあるため、3年毎に料金の見直しが必要である。										
課題 ②	給与水準 職員1人当たりの給水人口は類似団体3,150人に対し、当市は2,914人であるが、職員給与対営業収益比率は類似団体11.90%に対し14.15%と給与費に占める割合が多い。これは高年齢の職員配置となっているため、技術の継承等においても低年齢化が必要である。										
課題 ③	不納欠損金の縮減 未納対策として3ヶ月を目途に給水停止を行い回収に努めるとともに、平成23年度は口座振替の推進によりコスト縮減に努めました。今後、不納欠損金の減少に努める必要がある。										
課題 ④	大規模投資や起債の抑制 給水人口の減少に伴い、給水収益が減少傾向にあるため、必要最小限に抑える必要がある。										
課題 ⑤											
留意事項											

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

フォローアップ用

(単位:%)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度) (決算)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)		
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)												
料金回収率※ (%)	99.2	99.2	95.7	99.6	95.5	96.7	96.9	100.7	99.0	98.3	97.0	
資本費 (円又は%)	81.2	80.9	82.0	80.9	82.5	83.6	83.4	84.9	86.7	86.4	87.3	
総収支比率(法適用) (%)	105.6	106.3	103.0	107.0	102.7	105.8	104.2	106.7	102.1	101.5	100.2	
経常収支比率(法適用) (%)	106.9	106.5	103.2	107.4	103.0	106.1	104.4	106.9	102.4	101.7	100.4	
営業収支比率(法適用) (%)	110.5	117.4	112.6	116.8	110.1	104.0	103.8	107.3	105.1	104.1	102.4	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	7.7	1.8										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)												
繰入金比率	収益的収入分 (%)	4.5	4.3	4.4	4.4	4.7	4.5	4.4	3.2	0.5	0.5	0.6
	うち基準内繰入金 (%)	0.7	0.5	0.5	0.5	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
	うち基準外繰入金 (%)	3.8	3.8	3.9	3.9	4.0	4.0	3.9	2.7	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	4.1	21.2	21.2	25.0	12.8	0.0	3.7	4.8	4.8	4.8	4.8
	うち基準内繰入金 (%)	2.5	12.1	12.1	12.5	6.4	0.0	3.7	4.8	4.8	4.8	4.8
	うち基準外繰入金 (%)	1.6	9.1	9.1	12.5	6.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

フォローアップ用

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	水道料金は、算定期間(5年間)の損益ベースによる総括原価で改定を行いません。改定は、平成24年10月からで、これまでの用途別料金体系から口径別料金体系に変更した上で、改定率10.6%の値上を実施する。(平成24年度6月定例議会において可決済み)
2 他会計繰入金の見込み	他会計からの負担金、補助金等の繰入は、工事負担金等の外、環境センターへの拡張工事に伴うものである。工事負担金は保内町地区の下水道供用に伴い、今後も一定の期間あるものと考えられる。その他についても継続する見通しであるが、環境センターについては、当初計画の平成25年度までを計上。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

フォローアップ用

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	職員数は、平成19年度が11人で、平成20年度は水道施設の更新事業等に係る業務量の増加に伴い、職員1人を増員し12人としている。平成23年度には人員再編で業務係の1人を水源係兼簡易水道係としたが、平成24年度1月に、水道ビジョンの推進(簡易水道事業との統合)、公営企業会計制度改正などに対応するため、さらに1人に増員し、13人とした。しかしながら、平均年齢は依然高く、今後は、水道課が市長(管理者)に技術の継承等のため低年齢化を要望していく。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	②	人事院勧告に基づき給与表の見直しを行なっている。また、人事評価制度の一部(勤勉手当)については、平成24年12月から実施予定としている。その他、地域手当については、該当するものがない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	②	現在の八幡浜市水道事業において、技能労務職員の雇用はない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	②	平成17年度から退職時特昇を廃止し、国に準じた制度に改正。
◇ 福利厚生事業のあり方	②	福利厚生事業については、毎年見直しを図りながら適正に運営しており、共済組合への事務負担についても共済組合の定款で定められている率で負担している。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		水道事業は、施設等の更新時期を向えているため、維持管理費等の縮減は難しい状況にある。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		現行の直営による管理運営を継続しつつ、運営の効率化、住民サービスの向上を図るため、民間委託等の実施が適当な業務については外部委託を実施しており、今後も継続する。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

フォローアップ用

項 目	IIの課題番号	具体的内容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	収益ベースにおいて、平成25年度以降の赤字が予測されることと、水道ビジョンを推進していくうえで必要となる費用の負担割合を、客観的に公平妥当な料金とするため、平成24年10月から用途別料金体系から口径別料金体系へ変更し10.6%の値上を実施する。今後、人口減に伴い給水収益は減少傾向にあるため、3年毎に料金の見直しを行なう。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		財政状況の一部及び職員給与関係については、ホームページにより公表している。
○ 行政評価の導入		水道事業経営指標及び水道ガイドラインによる経営状態を類似団体と比較することにより、事業の分析、検討を行い、事業運営の必要性や効率性等について評価を行なう。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 料金の適正化	水道事業では、老朽化した施設等の更新時期を向かえているため、平成22年度に水道ビジョン（水道事業基本計画）を策定し計画的更新に努めている。これら水道ビジョンの推進に必要となる財源は、水道料金に求めることになるため、現行の用途別料金体系による料金格差をなくし、客観的に公正妥当な口径別料金体系に変更し利便性に応じた料金とする。また、人口の減少等に伴い収益は減少傾向にあり、平成25年度以降赤字が予測されるため、口径別に変更後10.6%の値上を行なう。この改定は、平成24年度6月定例議会において可決され、平成24年10月から実施となる。その後、上下水道使用料等検討委員会の報告書に基づき、3年毎の見直しを行なう予定である。
2	
3	
4	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

フォローアップ用

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度)	平成23年度 (当初計画第5年度; 延長計画初年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画第2年度)	平成25年度 (延長計画第3年度)	平成26年度 (延長計画第4年度)	平成27年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計
	累積欠損 比率	当初計画の目標値 (実績値)	14.9	8.3	1.7									
	企業債現在 高	延長計画の目標値		7.7	1.8									
		当初計画の目標値		2,388	2,283	2,143	2,021	1,895						
		(実績値)		2,645	2,392	2,251	2,131	2,009	1,885					
	延長計画の目標値									1,744	1,617	1,505	1,397	1,287

区分	課題	目標又は実績	当初計画に計上した施策に係る改善効果額					当初計画合計	延長計画に計上した施策に係る改善効果額					延長計画合計	
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度			
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
	1	料金改定率		12.40%	1.10%										
		改善効果額(料金の適正化)		81	85	84	83	81	415						
	4	未収金の回収対策													
		改善効果額													
		一般会計負担金の額													
		改善効果額(負担金の確保等)													
		残差の有効活用													
		改善効果額(収入増額)													
		その他()													
		改善効果額													
	【経費の削減】														
	5	職員給与費の適正化													
		職員給与費(退職手当以外)		85	85	86	86	87	87						
			改善効果額		0	-1	-1	-2	-2	-6					
		給与水準	48	48	48	48	48	48							
		改善効果額													
	その他()	37	37	38	38	39	39								
	改善効果額			-1	-1	-2	-2	-6							
	維持管理費等	273	240	237	234	231	228								
2	改善効果額(適正化)		33	36	39	42	45	195							
	工事コスト														
	改善効果額(削減額)														
	その他(臨時職員賃金)	2	3	2	2	2	2								
5	改善効果額		-1					-1							
当初計画改善効果額合計								603							

区分	課題	目標又は実績	延長計画に計上した施策に係る改善効果額					延長計画合計	普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額					普通会計合計	
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度			
延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
	1	料金改定率						10.60%							
		改善効果額(料金の適正化)						73	11	21	67	65	64	62	
		未収金の回収対策													
		改善効果額													
		一般会計負担金の額													
		改善効果額(負担金の確保等)													
		残差の有効活用													
		改善効果額(収入増額)													
		その他()													
		改善効果額													
	【経費の削減】														
		職員給与費の適正化													
		職員給与費(退職手当以外)													
			改善効果額												
		給与水準													
		改善効果額													
	その他()														
	改善効果額														
	維持管理費等														
	改善効果額(適正化)														
	工事コスト														
	改善効果額(削減額)														
	その他(臨時職員賃金)														
	改善効果額														
延長計画改善効果額合計														269	
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額														269	
普通会計合計														269	
<参考> 延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)														2	

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
 注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
 注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限り。)

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

フォローアップ用

	平成19年度 【計画第5年度】 (決算)	平成20年度 【計画第4年度】 (決算)	平成21年度 【計画第3年度】 (決算)	平成22年度 【計画第2年度】 (決算)	平成23年度 【計画第1年度】 (決算見込)	平成24年度 【計画第0年度】 (計画見込)	平成25年度 【計画第2年度】	平成26年度 【計画第3年度】	平成27年度 【計画第4年度】	平成28年度 【計画第5年度】
給水人口 (千人)	37	36	36	35	35	34	34	34	33	33
年間総収水量 (千m ³)	4,354	4,148	4,050	4,046	3,931	3,802	3,648	3,711	3,606	3,503
公称施設能力 (m ³ /日)	27,820	27,820	27,820	27,820	27,820	27,820	27,820	27,820	27,820	27,820
1日最大配水量 (m ³ /日)	15,692	15,443	15,205	14,931	14,605	13,457	14,342	14,084	13,830	13,581
最大稼働率 (%)	56.4	55.5	54.7	53.7	52.5	48.4	51.6	50.6	49.7	48.8
供給単価 (円/m ³)	174.1	176.0	175.2	175.2	175.6	181.5	185.3	197.2	198.7	200.3
給水原価 (円/m ³)	175.5	178.4	183.0	175.9	185.3	197.7	191.7	19.3	201.2	204.2

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「統合体制・実施スケジュール、統体の方向性、経緯をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成28年度を目途に簡易水道事業との統合に向けた取り組みを行なっている。水道事業経営認可計画策定中